



Title	南京市房産档案館収蔵の民国期地政資料について：『南京市旧地籍図』を中心に
Author(s)	大坪, 慶之
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター. 2009, 4, p. 136-148
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27031
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

南京市房産档案館収蔵の民国期地政資料について —『南京市旧地籍図』を中心に—

大坪慶之

はじめに

2008年の8~9月、南京市房産档案館にて調査を行う機会を得た。調査にあたっては、最初に汪智学 前館長¹による所蔵資料の解説を受けた。その後、地籍図及び別館に保管されている登記収件簿を見せていただいた。これらの資料は、国民政府が進めた近代的な土地調査事業の過程で作成されたものであり、我々科研メンバーの研究にとって、非常に重要なものである。本稿では実見した資料の一つである『南京市旧地籍図』を中心に、同档案館が収蔵する資料についてみていくことにしたい。

南京の地籍図に関しては、2006年3月と同年8月の台湾調査において、南京市郊外に位置する江心洲の地籍図を既に入手している²。これは1947~48年頃に作成されたと推測される、近代的な方法・技術にもとづく地図である。一方、本稿で扱う『南京市旧地籍図』は、1930年代に作成された、市街区を対象としたものである。

1. 南京市房産档案館の所蔵資料

1982年、南京市房地産管理局資料室を基礎として産權監理処が設けられ、その下に資料档案室が置かれる。資料档案室は、1996年に南京市房産档案館と改称する。档案館の所蔵資料は、中華人民共和国建国後に接収した民国期（1912~49年）のものと、建国後に作成されたものとから成る。ここでは、同档案館が編纂した『南京市房産档案館指南』（2005年刊）をもとに、民国期の資料を概観しよう。

(1) 民国期に作成された資料の由来

南京では、古来より土地測量や魚鱗図冊の作成がなされてきた。民国期においても、土地登記が四度にわたり行われた。第一次登記は、1914（民国三）年に実施された。この時は、北京政府の制定した「契税条例」と「驗契条例」に基づき、民間に存在する売買契約や質入契約に関する証書を調査した上で江蘇省新契紙を発行し、新旧の契約書をもってその証明とした。

第二次登記は、国民政府の成立した1927（民国十六）年に実施された。この時も、国民政府の発布した「驗契条例」に基づき、第一次と同様の措置が取られた。またこの年、地籍測量が開始される。

第三次登記は、1934~36（民国二十三~二十五）年に実施され、総登記と呼ばれる。ここでは、辛亥革命以前から存在した契約書および第一次・第二次の登記で作成された証書

¹ 1941年、南京生まれ。1963年、徐州師範学院を卒業後、数学教員となる。翌年退職し、建設局などに勤める。その後、档案館に異動し、館長を務める。2001年6月退職。汪氏は、房産档案館だけでなく、第二歴史档案館をはじめとする他の公文書館においても、地政関係資料の整理にあたられたとのことである。

² 江心洲の地籍図は、公佈図・地籍原図をはじめ五種類ある。詳しくは大坪他 2007、pp.125-137を参照。

を持つ業主が登記申請し、審査の結果認められたものが総登記簿に記載された。そして土地所有権状と分段図が公布された。1937年2月時点で、登記件数は35,224件に達した。また、登記されなかった土地は、土地局の名義で仮登記された。

総登記が進められていた1936（民国二十五）年7月、地籍図が完成した。地籍図は、1～7区の縮尺が一千分の一、8区のそれが二千分の一であり、計356幅作成された。そこには、各地段の境界、行政区に応じた順序編号が記された。戸地分段図も、32,000幅作られた。分段図の縮尺は、地段の大小に応じて五十分の一、一百分の一、二百分の一の三種類が採用された。そこには各土地の平面図が描かれ、土地の各辺の長さ、面積が注記された。また、建物の配置と隣戸との境界も記された。そして各土地を区段号で表示し、それに基づき地籍冊が50余冊作られた。

第二次世界大戦後の1946（民国三十五）年、第四次の土地登記が行われた。そこでは、戦前に進められていた1～8区の土地査驗登記が引き続き実施された。また、日本・汪兆銘政権により出された証明書は無効となり、新しい証書とされた。このように中華民国期には、地籍管理体制が確立し、土地の境界や財産権が明らかにされていった。

1949（民国三十八）年4月、国民政府が台湾に移ることになり、南京市地政局は、土地登記卷35,000宗を箱詰めし移転に備えた。しかし、箱の一部は搬送されることなく、下関火車站に打ち棄てられた。中華人民共和国の成立後、放棄された登記卷を回収・整理した結果、17,000余宗となった。回収された図籍は、人民政府の管轄に帰すこととなった。

（2）民国期資料簡介

I. 図籍

◆地籍図

1936（民国二十五）年に作成される。分幅総図9枚、分幅地籍図347枚の計356幅ある。詳しくは、「2.『南京市旧地籍図』」を参照。

◆分段図

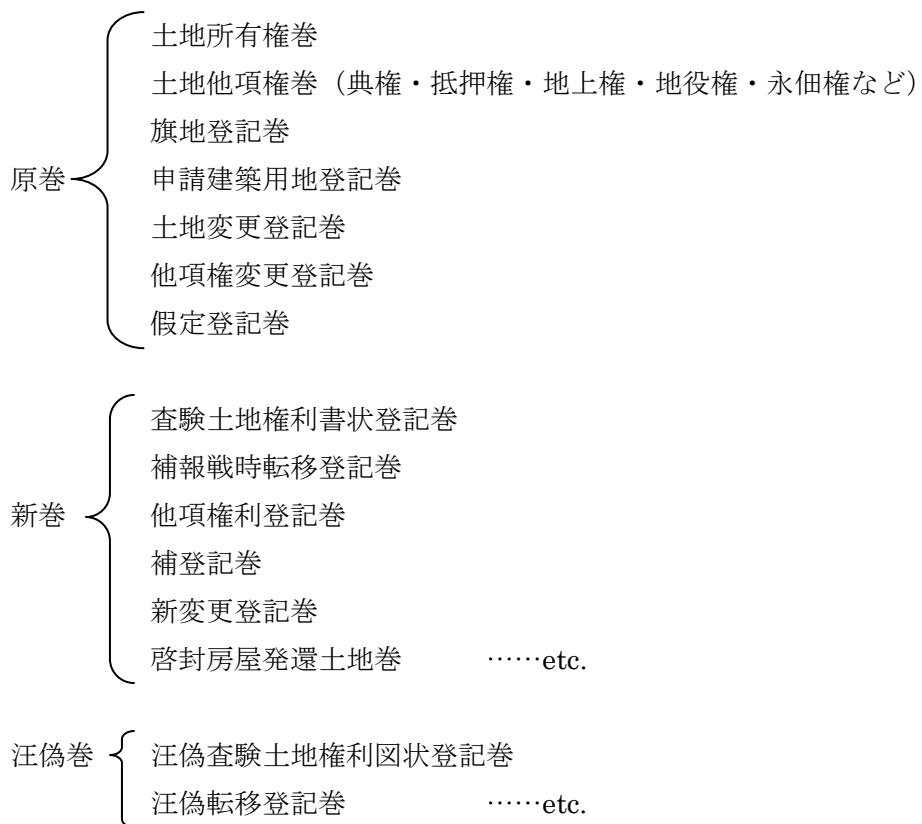
1930年代以降に作られた、土地所有権の附図。一段ごとの土地の範囲と状況を記載している。1949年まで隨時作成され、30,000枚余りが現存する。分段図には、①段号、②土地坐落門牌号、③業主姓名、④土地の種類・面積、⑤段界線、⑥辺界尺寸、⑦房屋牆線、⑧比例尺、⑨絵図年月、⑩絵図単位、⑪登記收件号、⑫指北針（方位）が記されている。

II. 档案

◆段号卷

日中戦争前から国共内戦期にかけて作られた登記案。全18,400卷。原卷（日中戦争前に行われた総登記ならびに変更登記）、新卷（戦後に行われた査驗登記・補登記ならびに変更登記）、汪偽卷（査驗土地権利図状及びその補登記・転移変更登記）の三種か

ら成る。その内容は、以下の通りである。



◆原蘇浙皖敵偽産業卷

1946年1月に設立された蘇浙皖区敵偽産業処理局駐京辦事處（後、中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処南京分処となる）が、南京市内において日本・汪兆銘政権らの資産処理にあたった際の文書。中華人民共和国の成立までに作られた。全2400卷。①敵房卷(1091卷)、②敵家卷(243卷)、③敵物(294卷)、④敵工(35卷)、⑤偽産(73卷)、⑥逆産(400卷)、⑦徳意台韓産(13卷)、⑧その他(339卷)で構成される。

◆托査卷

日本及び汪兆銘政権の各機関などが、南京特別市政府土地局第三課に調査を委託した案件に関するもの。

III. 簿冊

南京市房産档案館には、中華民国・中華人民共和国の帳簿類が、大量に保管されている。各帳簿類の内容については不明な点が多いため、ここでは名称と冊号・冊数を紹介するにとどめる³。

³ 2008年8~9月の調査では、抗戦前の収件簿の一部を閲覧することができた。それについては、田口宏二朗「南京国民政府時期の土地登記と『他項権利』(2) —「抵押権を中心に—」(本ニュースレター所収)

表. 南京市房産档案館藏、民国期簿冊

冊号	時期	名称	冊名	冊数
1~3	抗戦前	征收・審字簿		3
6~16	抗戦前	地籍冊		46
17	抗戦前	総登記収件簿 ⁴	戦前三・四両区所有権登記収件簿	8
18	抗戦前	総登記収件簿	戦前三・四両区旗地部分登記収件簿	1
19	抗戦前	総登記収件簿	戦前三・四両区他項権登記収件簿	3
20	抗戦前	総登記収件簿	戦前二・五両区所有権登記収件簿	6
23	抗戦前	総登記収件簿	戦前二・五両区他項権登記収件簿	2
24	抗戦前	総登記収件簿	戦前二・五両区旗地登記収件簿	1
25	抗戦前	総登記収件簿	戦前一・六両区所有権登記収件簿	7
26	抗戦前	総登記収件簿	戦前一・六両区他項権登記収件簿	1
17 [27] ⁵	抗戦前	総登記収件簿	戦前一・六両区旗地登記収件簿	1
28	抗戦前	総登記収件簿	戦前七・八両区所有権登記収件簿	2
29	抗戦前	総登記収件簿	戦前七・八両区他項権登記収件簿	1
30	抗戦前	総登記収件簿	假定登記土地審査収件簿	2
31	抗戦前	総登記収件簿	本局(財政局)附社会局・市党部公産 土地審査収件簿	1
32	抗戦前	総登記収件簿	附廓区送審土地登記収件簿	1
33・34	抗戦前	変更登記収件簿		2
35	抗戦後	登記収件簿	公有土地嘱託登記収件簿	1
36	抗戦前	総登記収件簿	戦前外国人申請永租権登記収件簿	1
39~46	汪偽	档案簿		28
47	汪偽	政転簿		4
48	汪偽	政転字移転売買登記簿		1
49	汪偽	日本大使館房屋征收新卷簿		1
50	汪偽	托查地產図籍簿		1
51~59	抗戦後	登記収件簿	驗字登記収件簿	25
59 ママ	抗戦後	変更登記収件簿	新外登記収件簿	1
60	抗戦後	登記収件簿	外国人承租登記収件簿	1
61	抗戦後	変更登記収件簿	贈与登記収件簿	1
62	抗戦後	変更登記収件簿	新変登記収件簿	3

を参照されたい。

⁴ 抗戦前「総登記収件簿」の説明には、冊号34を含めて計40冊存在するとある。しかし、各冊の説明に第34冊はない(第34冊は、抗戦前「変更登記収件簿」にある)。そこで表では、抗戦前「総登記収件簿」の第34冊は削除し、冊数は各冊の説明に従った。

⁵

63	抗戦後	登記収件簿	補登記収件簿	1
66	抗戦後	変更登記収件簿	他項権利登記収件簿	1
67	抗戦後	登記収件簿	補報戦期移転登記収件簿	7
70	抗戦後	登記収件簿	他項権利登記収件簿	4
89	抗戦後	書状給与簿	発還書状簿	6
90	抗戦後	書状給与簿	転移発給書状給与簿	3
91	抗戦後	書状給与簿	換発書状給与簿	3
92	抗戦後	書状給与簿	補發書状給与簿	3
93	抗戦後	書状給与簿	新変書状給与簿	2
94	抗戦後	書状給与簿	補登永租書状給与簿	1
95	抗戦後	書状給与簿	贈与書状給与簿	1
96	抗戦後	書状給与簿	新他項権利証明書給与簿	1
97	抗戦後	書状給与簿	他項権利証明書給与簿	1
98	抗戦後	書状給与簿	劃区書状簿	1
99	抗戦後	書状給与簿	発給公用公転権状簿	1
101	抗戦後	産業档案簿	南京市敵偽房地産統計清冊	一式三份
102	汪偽	征收卷档案簿		1
103	抗戦後	運回档案清冊	敵偽案即中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処南京分処已結案清冊	2
105	抗戦後	水漢華郭档案簿		1
106	抗戦後	華郭地籍冊		1
107	抗戦後	郊区登記処結束清冊		一本二冊
108	抗戦後	収発文帰档字号対照簿	収文帰档字号対照簿	1
109	抗戦後	収発文帰档字号対照簿	発文帰档字号対照簿	1
110	抗戦後	収発文帰档字号対照簿	発(収)文帰档字号対照簿	1
111	抗戦後	収発文帰档字号対照簿	発文帰档字号対照簿	1
112	抗戦後	産業档案簿	工廠・物資・逆産分類档簿(档案室存)	1
113	抗戦後	産業档案簿	其他卷宗目録(档案室存)	1
115	抗戦後	産業档案簿	計偽産・徳義台韓分類档簿	1
116	抗戦後	収発文帰档字号対照簿	発文帰档字号対照簿	1
117	抗戦後	裝箱档案清冊	南京市地政局第二課登記股運出檔案清冊	1
118	抗戦後	産業档案簿	中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処南京分処清冊	一式二份
119	抗戦後	裝箱档案清冊	中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処南京分処未結・已結移充発行準備案卷	1

			総清冊	
120	抗戦後	装箱档案清冊	中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処 南京分処档案總目錄（附裝箱單）	1
121	抗戦後	装箱档案清冊	中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処 南京市案卷裝箱單	1
186	抗戦後	重劃区清冊	下閔第一重劃区已完領地手續的各戸 名单	1
187	抗戦後	重劃区清冊	下閔第一重劃区新旧地号面積及未發 給図状清冊	1
188	抗戦後	装箱档案清冊	中央信託局南京分局移交清单（代理 科）	1
188 (重号)	抗戦後	運回档案清冊	前中央信託局功蘇浙皖敵偽産業清理 処南京市属案件清单	1
189	抗戦後	装箱档案清冊	敵偽逆房地產建築図様及估価單存箱 清单（分裝八号及九号箱）	1
190	抗戦後	運回档案清冊	南京市處理敵偽逆産業資料清冊	1

2. 『南京市旧地籍図』

前述した通り、南京市房産档案館には地籍図が収蔵されている。地籍図は『南京市旧地籍図』と題して綴じられており、全部で 14 冊存在する⁶。2008 年 9 月 4 日、14 冊の地籍図のうち、第一冊と第十四冊の計 2 冊を閲覧する機会を得た。以下では、その内容を紹介することにしたい。

(1) 内容

I. 「南京市地籍図第一区分」(第一冊)

本冊は、後掲の目次にある 1~6 に相当する。全 76 枚。中表紙・目次・序（二種）・説明の計 5 枚と「区域図」・「分幅図」各 1 枚、地籍図本体 69 枚とからなる。

◆表表紙

縦書きで「南京市舊地籍図」と書かれた紙が、左側に貼ってある（図 1）。ここに見られる題字は、一枚目の中表紙に記されたものとは異なる。

⁶ 汪智学 前館長のご教示による。

◆一枚目（中表紙）

横書き三段中央揃えで、右から左へ「南京市地籍図／民国二十五年七月／馬超俊題⁷」と書かれている（図2）。つまり本地籍図は、原題に「舊」の文字を付して整理されているのである。題字は、日付などを記した文字より大きい。左下に、横書き二段中央揃えで、右から左へ「秘密／非賣品」と書かれた朱印がある。文字は、「秘密」の方が大きい（図3）。右下には、縦書き三行下揃えで「第壹肆捌號／存覽／南京市政府敬贈」と書かれた朱印が押されている（図4）。ここから、地籍図は少なくとも、148部印刷されたことが判明する。

図1. 表表紙

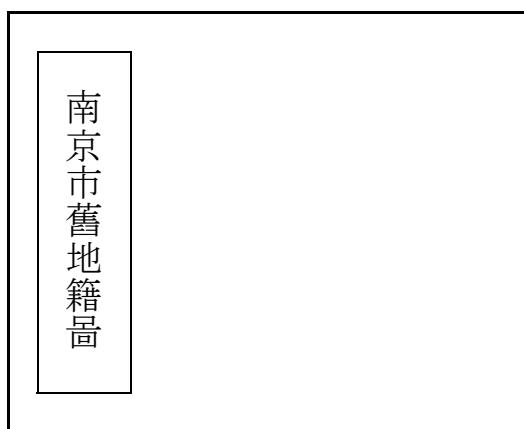


図2. 一枚目(中表紙)

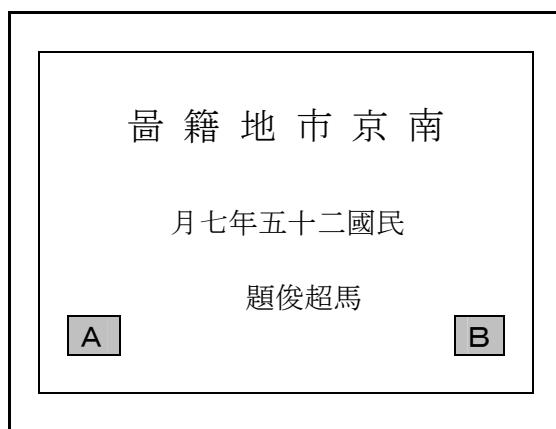


図3. 中表紙左下の朱印A

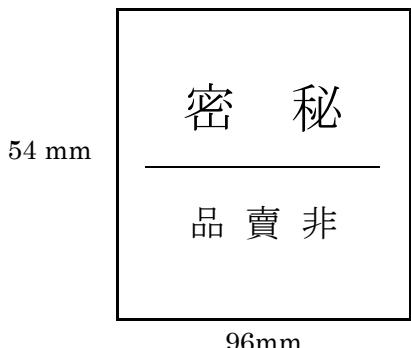
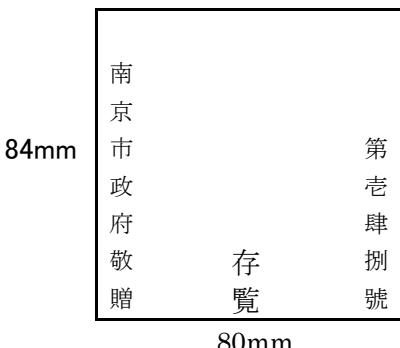


図4. 中表紙右下の朱印B



◆二枚目

地籍図全14冊の総目次となっている。目次は、縦書き全21行で、1行目に中央揃えで「南京市地籍図目次」と書かれている。各項目の番号は、算用数字である。目次の内容は、次の通りである。

⁷ /は改行を示す。以下、これに倣う。

南京市地籍図目次

1. 馬市長序文	} 第一冊
2. 周局長序文	
3. 地籍図説明	
4. 南京市土地登記区域図	
5. 南京市第一区地籍分幅総図	
6. 南京市第一区地籍図 一至六十九幅	(以上、第二冊) ※(網掛け)は推測
7. 南京市第二区地籍分幅総図	
8. 南京市第二区地籍図 一至二〇幅	(以上、第三冊)
9. 南京市第三区地籍分幅総図	
10. 南京市第三区地籍図 一至二〇幅	(以上、第四冊)
11. 南京市第四区地籍分幅総図	
12. 南京市第四区地籍図 一至二十一幅	(幅数からみて、第五～六冊の計2冊)
13. 南京市第五区地籍分幅総図	
14. 南京市第五区地籍図 一至五十四幅	(幅数からみて、第七～十二冊の計6冊)
15. 南京市第六区地籍分幅総図	
16. 南京市第六区地籍図 一至一二〇幅	(以上、第十三冊)
17. 南京市第七区地籍分幅総図	
18. 南京市第七区地籍図 一至二十三幅	(以上、第十四冊)
19. 南京市第八区地籍分幅総図 (一) (二)	
20. 南京市第八区地籍図 一至二〇幅	

◆三枚目

馬(超俊)市長による序文が記されている。序文は、縦書き全24行、1行は21字である。1行目に中央揃えで「南京市地籍冊序」とあり、24行目に上揃えで、「中華民国二十五年七月□□馬超俊⁸」とある。2~23行目は、三段落で構成される。その内容は、大きく四点にまとめられる。

第一に、南京市は1928(民国十七)年に土地局を設立し、分戸測量を行い、分区図を製図したことである。第二に、1935(民国二十四)年、馬超俊が再び南京市長に就任した時、ちょうど土地登記が実施されていたことである。第三に、地政局に命じて登記案件を「査勘」させ、その仕事が完了したので、登記済みの八区分について地籍図と地籍冊を編訂させたことである。登記を終えたのは全32,000余段、作成された地図は300余幅、地籍冊は50余冊であった。第四に、郷区に関しては、登記と測量が終わるのを待つて、改めて地籍図冊を編成するとされたことである。

⁸ □は、空格であることを示す。以下の引用部分も、これに倣う。

◆四枚目

周(湘 土地局)局長による序文が載せられている。序文は、縦書き全 31 行、1 行は 20 字である。1 行目に数字分下げて「序」とあり、30 行目に下揃えで「周湘」、31 行目に上揃えで、「民国二十五年七月□□日」とある。2~29 行目は、二段落で構成される。その内容は、以下の通りである。

建国大綱には、「完成土地測量、為施行地方自治之必要條件」との規定がある。南京市の土地行政は、1927（民国十六）年に始まった。1936（民国二十五）年時点では、地籍測量を行って既に五年が経過し、「耗資百萬」している。

1934（民国二十三）年から、土地登記を開始した。周湘は、1935（民国二十四）年 7 月に地政局の局長となった。1936（民国二十五年）7 月、「城区及下關・浦口之土地登記」が完成した。そして「各登記区内之測量登記之結果」について、地籍図を作成した。地籍図は、総図・分図（総分図）合わせて 356 幅ある。さらに、地籍図に基づいて地籍冊を編造した。

◆五枚目

地籍図の説明が付されている。説明は、縦書きで 40 行×30 字。1 行目は、数字分下げて「地籍図説明」と書かれている。各項目の番号は、算用数字である。説明の内容は、次の通りである。

地籍図説明 ([])、下線・句読点は調査者による)

1. 南京市地籍圖係依天然界址如河流・馬路・街道等、分為八大測量區、用劃一比例為便聯接。其區界如下：
 - 第一區 東及北均以城牆為界。南以中山[東]路、市鐵路、三十四標・戶部街、羊皮巷、與二區接界。西以中正路・中山路、與五區接界。
 - 第二區 東以城牆為界。西以中正路、與五區接界。南以秦淮河為界。北以中山[東]路・三十四標等街、與一區接界。
 - 第三區 東及南以城牆為界。西以八間房・木匠營・長樂路・絲市口、沿河至陡門橋・昇州路・馬巷・天青街等、與四・五兩區、北以秦淮河、與二區接界。
 - 第四區 東以八間房・木匠營、與三區接界。南及西以城牆為界。北自西關頭以秦淮河新橋、集慶路・長樂路、接三・五區界。
 - 第五區 東以中山路・中正路・天青街・馬巷、接一・二兩區界。南以昇州路至陡門橋、沿秦淮河至西關頭、接三・四兩區界。西以城牆為界。北以草場門・金銀街・潘家菜園、接六區為界。
 - 第六區 東北西均以城牆為界。玄武湖之五洲、包刮在內。南以鶴鳴寺・成賢街・四牌樓・大石橋・潘家菜園・金銀街至草場門、接五區為界。
 - 第七區 東以城牆接六區為界。南自挹江門、沿中山[北]路至復興街、沿惠民河・三

岔河為界。西以揚子江為界。北以寶塔橋・官河為界（本區現暫將惠民河東至城牆、中山〔北〕路南部份及新民門外、劃作鄉區）。

第八區 東以長江為界。南以永生洲及九洑洲・新圩■〔土偏+更一大坪註〕為界。
西以三岔河・二陽溝為界。北以民有九洑洲為界。

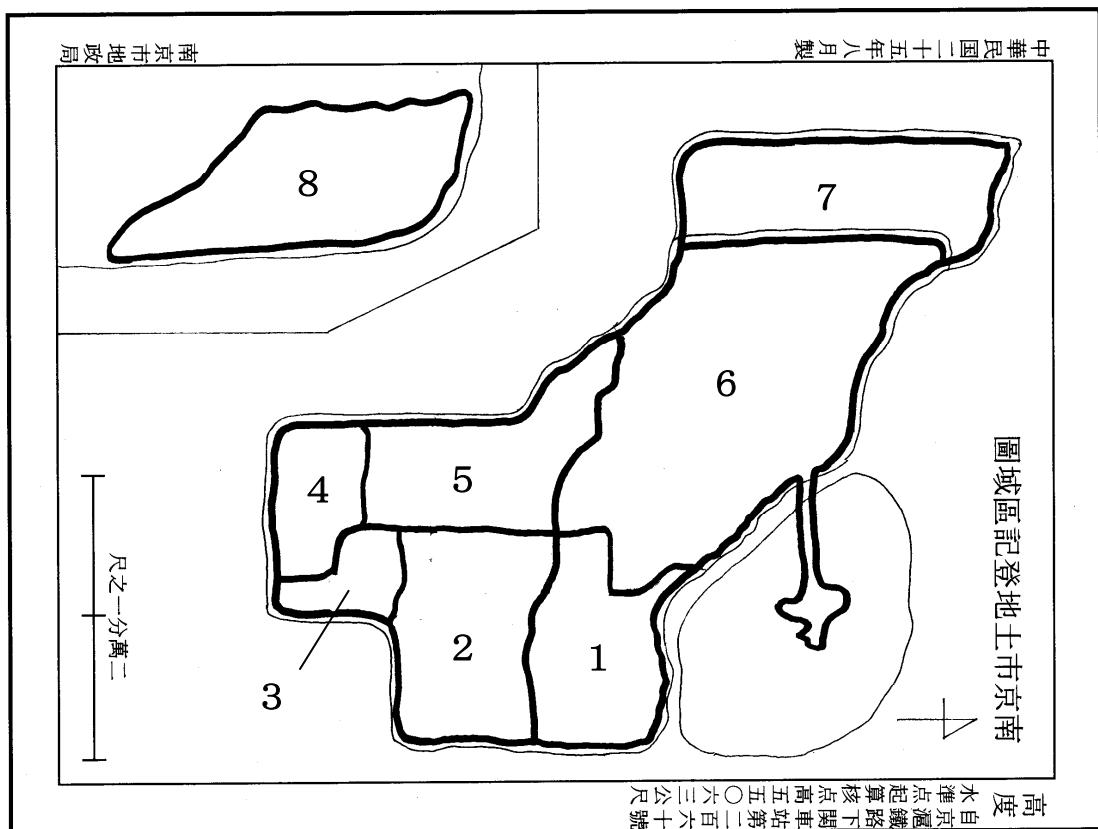
2. 本圖以紅線為分區界線。
3. 本圖除全市登記區域總圖外、每一大區、先有地籍分幅總圖。然後附地籍圖若干幅。計全本有分幅總圖九張、地籍圖三百四十七張。
4. 本圖測量基線、係在西華門至中華門之間。其平均長度為 1265.506 公尺。高程係自京滬鐵路下關車站之 260 號水準點起算。該點高為 55.063 公尺。
5. 本圖比例、除浦口用二〇〇〇分之一外、餘均用一〇〇〇分之一比例尺。
6. 本圖係按照分戶圖編繪、以縮尺及時間關係。因之、其形狀、或略有不符。故仍以原分戶圖為準。
7. 圖內之阿拉伯字如 134 者、為本局所編之地段號數。其因馬路折讓致某號取消者、該號即付缺如。
8. 圖內阿拉伯字有括弧者、如(134)係登記號數、即所有權狀號數。
9. 登記號數、係按公告期滿繪製。正式圖狀之先後編定、其未發正式圖狀者、則暫先按照公告順序預編、將來即用該號。
10. 本市馬路在編繪本圖時、已開闢完成者、均已照新地形繪製。其在編繪後開闢者、未能繪入、俟日後再補。
11. 本市鄉區現正辦理中、一俟完竣、再行編製。
12. 本圖編繪於倉卒之間、容或有漏誤之處、自當陸續修正。

◆六枚目

「南京市土地登記區域圖」が掲げられている。地図の内寸は、縦 470mm × 橫 678mm で、右側が上（方位は北）となっている。縮尺は、二万分の一。欄外に「中華民国二十五年八月製」、「南京市地政局」、「高度 自京滬鐵路下關車站第二百六十號／水準点起算核点高五

五〇六三公尺⁹」と書かれている（図5）。なお本図に描かれる区域は、『南京市政府档案』「南京市三十六年度地籍整理業務計画」（国史館蔵：档案番号 125-1096）所収の南京市市区図に朱で示された区画のうち、白抜き数字で番号がふられたもの（第一～第八区）に相当する。詳しくは、田口 2008、p.21 所載の写真を参照されたい。

図5. 南京市土地登記区域図



※細線は城壁・河岸などを、太線は土地登記区域を示す

◆七枚目

「南京市地籍図／第一区分幅図」と題されたインデックスマップが掲載されている。地図の内寸は、縦 396mm × 横 596mm である。縮尺は一万分の一。分幅図は、各幅に最初と最後の地番号数が記されている。欄外に、地図の名称・縮尺とともに「中華民国二十五年七月」、「南京市地政局編製」と書かれている（次頁図6）。

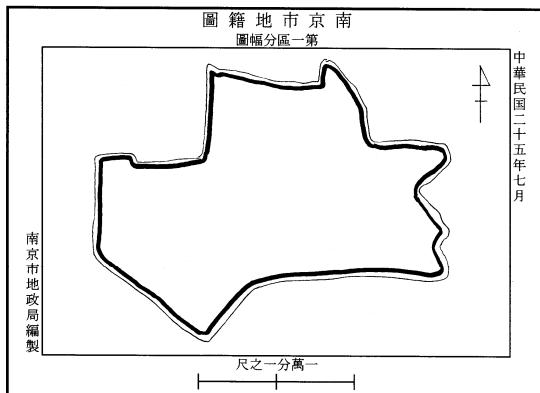
◆八枚目

「南京市地籍図／第一区第一幅」と題された地図が掲げられている（地番 1～295）。地図の内寸は縦 396mm × 横 596mm である。縮尺は一千分の一。欄外に、地図の名称縮尺とともに「中華民国二十五年七月」、「南京市地政局編製」とある（図7）。なお、九枚目

⁹ 地籍図説明によると、正式には 55.963 公尺である。

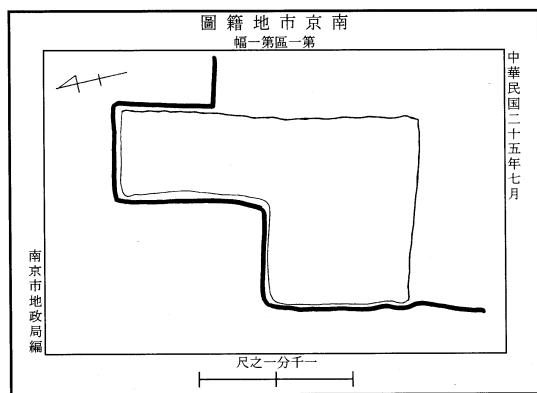
以降は本図と同形式で、「第一区第二幅」と続いていく。

図6. 南京市地籍図第一区分幅図



※太線は、登記区境を示す

図7. 南京市地籍図第一区第一幅



※太線は、登記区境を示す

II. 「南京市地籍図第八区分」(第八冊)

本冊は、目次にある 19・20 に相当する。全 22 枚、「分幅図」(インデックスマップ) 2 枚と地籍図本体 20 枚からなる。

◆一枚目

「南京市地籍図／第八区分幅図第一幅」と題されたインデックスマップが載せられている（対象範囲は、第一～第十四幅）。地図の内寸は縦 400mm×横 602mm である。縮尺は一万分の一。欄外に、地図の名称縮尺以外に「中華民国二十五年七月」、「南京市地政局編製」と記載されている。

◆二枚目

「南京市地籍図／第八区分幅図第二幅」と題されたインデックスマップが掲載されている（対象範囲は、第十五～第二十幅）。地図の内寸は縦 402mm×横 602mm である。形式は、第一幅と同じである。九袱洲新圩には「因市界問題暫緩辦理」と注記された地域が描かれている。

◆三枚目

「第八区第一幅」と題された地図が掲載されている（地番 1～89）。括弧を付された登記番号がある。ただし、順序は地番と一致しない。地図の内寸は縦 402mm×横 602mm である。縮尺は二千分の一。欄外に、地図の名称・縮尺のほか、「中華民国二十五年七月」、「南京市地政局編製」と書かれている。なお、四枚目以降は、本図と同形式である。

(2) 地籍図の特徴

本地籍図の特徴として、次の二点が指摘できる。第一は、各筆の土地の形状が方形で描かれ、かつ各辺が直線で示されるものが多い点である。これは本図が、戦後に作成された江心洲地籍図のように、実際の形状・方位を正確に描いた地籍図ではないことを示唆する。地籍図説明の6に、「分戸図を基準とする」とあることから、本図は各筆の土地の所在地を特定するための位置関係図に近く、形状や線を一定程度簡略化する方針で製図されたと思われる。

第二は、各筆の土地に地番と登記番号のみが記入されている点である（地籍図説明の7・8）。これは、利用形態や面積などを記す江心洲地籍図とは大きく異なる。両図の違いは、南京市人民政府による土地調査事業の実施過程における戦前と戦後、市街地と郊外の差異を表している可能性がある。その意味でも、本地籍図は有用な資料であると言えよう。

おわりに

以上、『南京市旧地籍図』を中心に、南京市房産档案館が収蔵する資料について見てきた。同档案館にある民国期に作成された資料は、国民政府の台湾移転に際し、南京市地政局が箱詰めした土地登記卷 35,000 宗中、搬送されずに放棄された 17,000 余宗を、中華人民共和国成立後に回収・整理したものである。

一方これまでの調査から、台湾の国史館には『前南京市政府運台地籍及文件移交清冊』（目録番号 321）と題して整理された資料群が存在することが判明している。これには江心洲地籍図、他項権利存根をはじめ、南京市房産档案館所蔵の『南京市旧地籍冊』ならびに大量の登記収件簿と関連する資料が含まれている。これは、下関から運び出された 18,000 宗弱の資料が、全てではないにせよ台湾に現存していることを想起させる。換言すると、両館に保管されている資料は、元来同一の目的で作成された一連のものではないかということである。今後は、この点を考慮に入れ、さらなる資料の調査・分析を進める必要がある。

《文献目録》

大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗

2007 「台湾収集の地形図および地籍図について—その分析・活用と資料的価値—」『近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター』2, pp.121-140.

田口宏二朗 2008 「南京国民政府時期の土地登記と『他項権利』—国史館蔵『土地他項権利証明書存根』試探—」『近代東アジア土地調査事業研究ニュースレター』3, pp.9-25.

国史館審編処（編）2003 『国史館蔵史料概述』台北, 国史館, 318p.

南京市房産档案館（編）2005 『南京市房産档案館指南』南京, 南京市房産档案館, 141p.